



## 第 1 章 計画策定の考え

### 1 計画の概要及び目的

#### (1) 計画の概要

「緑の基本計画」とは、市町村が策定の主体となり、地域の実情に応じたきめ細かな緑のまちづくりを行うために策定する都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

都市の緑地に関する計画として、「緑のマスタープラン\*」・「都市緑化推進計画」がありましたが、環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対するニーズなどに対応し、豊かさを実感できる自然と人間が共生できるみどりあふれる良好な都市環境を形成していくため、都市における緑とオープンスペースの整備・保全にかかわる施策をより総合的なものとして推進していくことが必要になってきました。そこで、平成6年（1994年）6月の都市緑地保全法の一部改正により、「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」の内容を統合した「緑の基本計画」（市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称）が位置付けられました。

平成7年（1995年）以降、市民緑地制度や緑地管理機構制度など、住民・事業者による自発的な都市の緑の確保に対する取り組みを支援する制度の強化が図られています。また、平成16年（2004年）の都市緑地保全法の一部改正では、都市公園法の一部改正とともに、緑地の保全・緑化及び都市公園の整備を総合的に推進するための制度の創設・拡充などの措置が講ぜられ、名称が都市緑地法となりました。これにより「緑の基本計画」は、都市公園、緑地保全、都市緑化を統合する総合的な基本計画となりました。

※「緑のマスタープラン」

昭和58年に都市計画に関する緑地の保全及び緑化の推進を目的に策定された緑化推進計画

#### (2) 計画策定の目的

本市は、これまで県立丹沢大山自然公園・丹沢大山国定公園の指定促進、「緑のマスタープラン」・「はだのグリーンプラン\*」の策定に基づく都市緑化施策の推進、みどりの保全・創造に取り組んできました。しかし、市街地の拡大や産業の集積などで都市化は着実に進展し、身近にふれることのできる市街地の中の緑は次第に失われていく傾向がありました。このような状況のもと、本市が目指す都市像「みどり豊かな暮らしよい都市」の実現に向けて、より具体的に都市の緑や緑地の保全・再生・創出をし、みどり豊かなまちづくりを進めていくには、総合的かつ効果的な施策の展開を推進していくことが必要となりました。





平成7年（1995年）12月に議決された秦野市総合計画基本構想の中では「人間尊重と環境共生」をまちづくりの基本に定め、「自然と調和した快適なまちづくり」を基本目標の一つとして掲げました。さらに、平成19年（2007年）3月策定の第三期基本計画においては、「ひと・まち・くらし」の重点プロジェクトの中で、総合的な緑の充実を掲げました。

本計画は、秦野市総合計画基本構想に示される緑豊かなまちづくりを進めていく総合的な計画として、今後の緑や生物多様性の保全・再生・創造の目標と方針を定めることを目的として策定されました。

※「はだのグリーンプラン」

平成4年に公共公益施設の緑化、民有地の緑化推進等の都市計画外での緑化に関する緑地の保全及び緑化の推進を目的に策定された緑化推進計画

### (3) 計画改定の視点

平成20年（2008年）に「秦野市緑の基本計画」が策定され、本市が目指す都市像「みどり豊かな暮らしよい都市」の実現に向けて、緑や緑地の保全・再生・創出を目的に、総合的かつ効果的な施策の展開を推進してきました。

また、同年には「生物多様性基本法」が制定され、平成22年（2010年）に生物多様性条約第10回締約国会議の開催や国家戦略の策定など、生物多様性の保全に関することが改めて見直されました。

「生物多様性基本法」では、国の「生物多様性国家戦略」の策定義務や、地方公共団体の「生物多様性国家戦略」を基本とした、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」（以下「生物多様性地域戦略」という。）の努力義務が規定されました。平成24年（2012年）には「生物多様性国家戦略2012－2020」が策定され、政策の一つとして、生物多様性を社会に浸透させることが掲げられました。

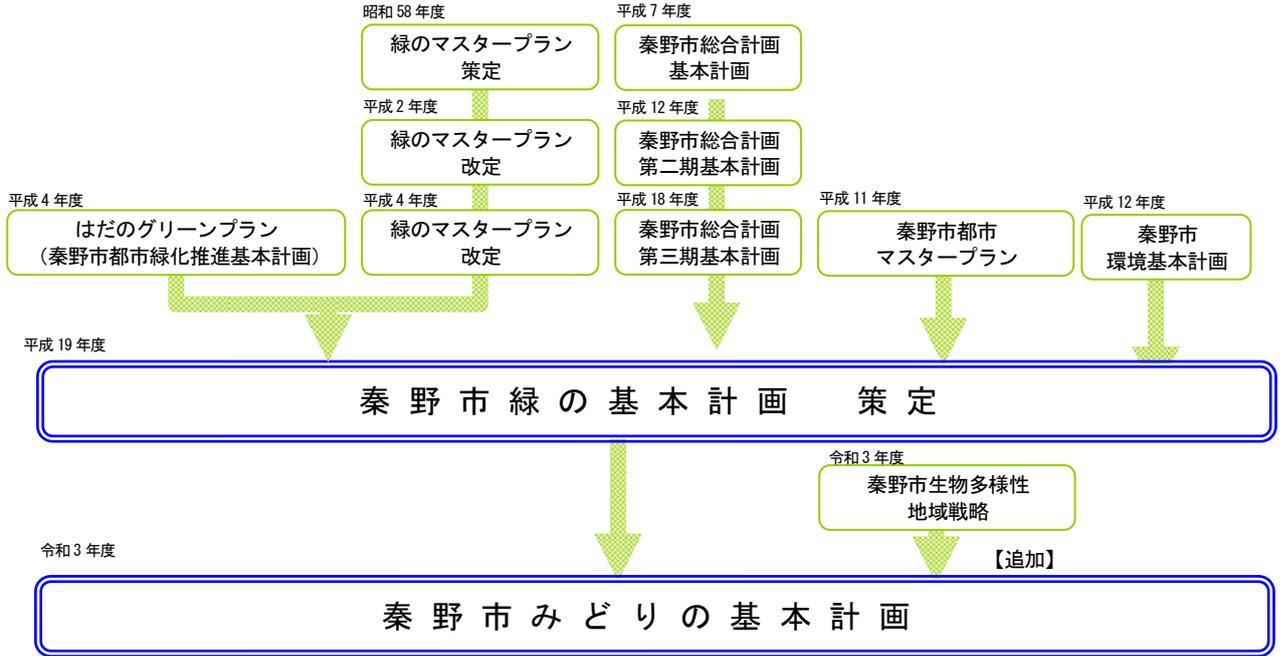
このような動きを受けて、本市においても、生物多様性の浸透と、環境問題に対する意識向上を図り、生物多様性への取組みの推進や保全を推進していくため、生物多様性地域戦略を策定し、生物の生息環境に関係の深い緑地について統括している「秦野市緑の基本計画」に含めるものです。合わせて、平成20年（2008年）の計画策定当初から変化している緑地の現状との整合を図るため、時点修正を行いました。

また、「秦野市緑の基本計画」に「生物多様性地域戦略」を新たに追加することから、計画の名称について、緑地そのものを表現する「緑」から、生物の生息する緑地や水辺など、私たちを取り巻く環境を含め表現する「みどり」を使用した、「秦野しみどりの基本計画」に変更します。





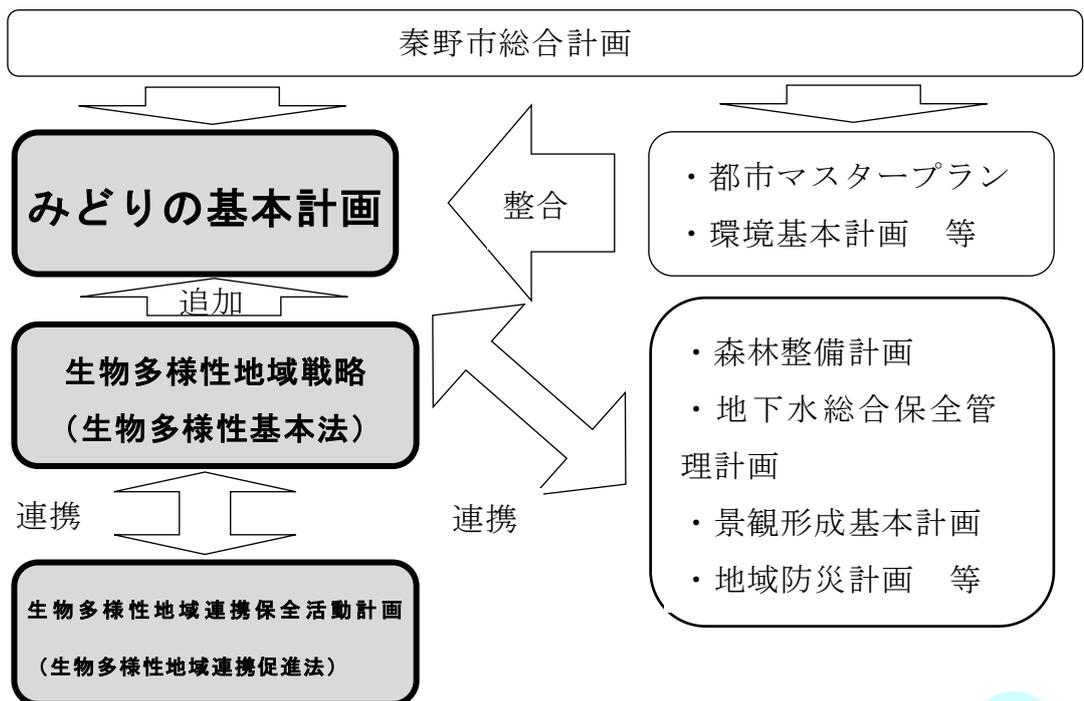
### みどりの基本計画の策定に至る経緯



## 2 計画の位置付け

「秦野しみどりの基本計画」は、緑地や生物多様性の保全及び緑化の推進に関する事業を展開するため、市民・事業者・行政が一体となって取り組むみどり豊かなまちづくりの目標・指針となるものです。本計画は、「秦野市総合計画」を上位計画とし、「秦野市都市マスタープラン」及び「秦野市環境基本計画」等の関連計画と整合・連携し、都市の緑地や生物多様性の保全及び推進に関する総合的な計画として位置付けられるものです。

### 【計画の位置付け】





### 3 計画の構成

本計画は、秦野市の緑と生物多様性の現況と課題を整理し、緑と生物多様性の将来像の実現に向けた施策の推進をしていくため、次の5章で構成します。

#### 第1章 計画策定の考え

計画の趣旨、目的、期間などの基本的な事項を示す。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1 計画の概要及び目的 | 4 計画の期間        |
| 2 計画の位置付け   | 5 「緑」と「みどり」の定義 |
| 3 計画の構成     |                |

#### 第2章 みどりの現況及び課題

秦野市の「緑」と「みどり」の現況を整理・把握し、その課題を明らかにする。

- |          |        |
|----------|--------|
| 1 本市の概況  | 3 緑の現況 |
| 2 みどりの現況 | 4 緑の課題 |

#### 第3章 計画の推進

秦野市の緑の将来像の実現に向けて、緑の目標水準及び配置方針を定め、計画推進のための施策を示す。

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| 1 計画の基本方針      | 4 緑地の保全及び緑化推進のための施策 |
| 2 緑地の保全及び緑化の目標 | 5 地区別の方針            |
| 3 緑地の配置計画      |                     |

#### 第4章 秦野市生物多様性地域戦略

市内で生物調査を実施し、生物多様性の現状を把握する。

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1 生物多様性地域戦略の策定にあたって | 3 生物調査               |
| 2 生物多様性             | 4 生物多様性の保全や社会浸透への取組み |

#### 第5章 計画の推進体制

計画の推進体制を示す。

- |           |
|-----------|
| 1 計画の推進体制 |
|-----------|



#### 4 計画の期間

「秦野市総合計画（はだの 2010 プラン）」の目標年次は、平成 22 年（2010 年）ですが、都市のみどりや緑地の保全・再生・創出などの総合的かつ効果的な施策の展開を推進していく本計画は、目標到達に時間を要するため、15 年の中長期計画から、おおむね 20 年の超長期を見据え、目標年次を令和 7 年（2025 年）とします。

ただし、関連する諸計画の見直しや社会情勢の変化に応じ、必要な場合は見直しをします。

(1) 期間

平成 19 年（2007 年）から令和 7 年（2025 年）

(2) 年次

中間年次 平成 22・27・令和 2 年

目標年次 令和 7 年

※ 構想的な計画（目標年次）は、年単位を使用し、具体的な計画（実施計画）は、年度を使用します。

#### 5 「緑」と「みどり」の定義

本計画において「緑」とは、施設緑地及び地域制緑地といった緑地として用います。計画の推進に掲げる緑地の確保目標水準や配置は、「緑」となります。

一方、「みどり」とは、樹林地、草地、水辺地等の自然が豊かで、動植物が生息し、自然と人とが共生する空間等の総合的な環境として用います。

##### みどりのイメージ

